

きっかけは訪問購入？

～ 犯罪まがいの深刻なトラブルに注意を！ ～

内容 断ってもしつこく居座られ、二束三文で貴金属を買い取られてしまった

自宅に電話があり、「寄付のために不用品を買い取っている」というので、靴や服を用意した。翌日購入業者が来て、用意したものは全て引き取ってもらうことになった。

しかしその後「貴金属はないか」と言われ、「ない」と何度も断ったが、査定だけでもさせて欲しいと言われ、何点か貴金属を見せた。すると全部で約1万円で買い取るというので断ったが、長時間居座られ、強引に契約書にアクセサリ一式と記入され、買い取られてしまった。その後しばらくして冷静になり、1万円は安いと思うようになった。（60代 女性）

中には、次のような犯罪まがいの深刻なトラブル事例も寄せられています

- ・ふと目を離した隙に、金のネックレスやダイヤの指輪などを業者に持ち去られたようだ。
- ・人の役に立つならと思い訪問を了承したが、業者が帰った後、指輪がなくなっていた。
- ・身に着けていた母の形見の指輪を業者から強引に要求され、怖い思いをした。

消費生活センターからのアドバイス

購入業者が消費者の自宅に訪れ、物品の買い取りをする「訪問購入」の場合、購入業者は特定商取引法で定めるルールを守らなくてはなりません。

寄せられた相談事例をみると、次のような特徴と問題点が見られます。

突然訪問してきてしつこく勧誘、とにかく家に上がろうとする。

電話であの手この手で来訪の承諾を得ようとする。

購入業者名や、どの種類の物品について訪問購入の勧誘をするか告げていない。

売るつもりがなかった物品も強引に買い取られる。

物品名や価格を具体的に記載した書面を渡されない。

消費者はクーリング・オフ期間中、物品の引渡しを拒むことができることを伝えていない。

トラブルに遭わないため、次の点に注意しましょう。

突然訪問してきた購入業者は、決して家に入れないようにしましょう。

購入業者から電話がかかってきても、安易に訪問を承諾しないようにしましょう。

- ・訪問を承諾する場合は、一人では対応しないで、絶対に目を離さないようにしましょう。

事前に、購入業者の名称、買い取ってもらう物品の対象をしっかりと確認しましょう。

買い取りの勧誘を承諾していない貴金属の売却を迫られたら、きっぱり断りましょう。

購入業者から交付された書面をしっかりと確認しましょう。

クーリング・オフ期間内は、購入業者に物品の引渡しを拒むことができます。

おかしいと思ったら、すぐに家族や警察、最寄りの「消費生活センター」または「消費生活相談窓口」にご相談ください。

ながさき消費生活館

困ったときは、一人で悩まずに、早めに相談を

全国共通ダイヤル 188 (イヤヤ)

市町・県の「消費生活センター」や「消費生活相談窓口」につながります

長崎県消費生活センター 095 - 824 - 0999

[相談受付] 平日(月～金) 9:00～12:00、13:00～17:00



注意

**きっかけは訪問購入？
犯罪まがいの深刻なトラブル
-こんな事例が寄せられています-**



トラブルにあわないために

- ⚠️ **突然訪問してきた購入業者は家に入れない！**
- ⚠️ **購入業者から電話がかかってきても、
安易に訪問を承諾しない！**
- ⚠️ **購入業者から勧誘を受けて訪問を承諾する場合は、
一人で対応しない、絶対に目を離さない！**